

# 城原川だより 67号 城原川を考える会

【ダムに拠らない治水をめざすには】

2017 10. 20(金)

次回発行予定 2017 11月 16日(木)



城原川だよりはまる2年休刊していました。その2年の間に城原川をとりまく事情は大きくかわりました。

ここで一度まとめてみたいと思います。

城原川は、古代より人が手を加え続けてきた川です。この川の東側には吉野ヶ里遺跡が広がっています。城原川の両岸一帯には、古代から中世にいたる人々の営みが、その地中に折り重なるように刻まれています。

城原川は古代の人々にもそうであったように、今日に至るまで稲作を支えてきた川です。中下流域のそこそこに見られる草堰は、弥生の人々が利用し今も現役で灌漑用水を供給し続けています。

干満差が6mもある有明海に注ぐこの川は、他の佐賀平野の川と同じく、海の干満に大きく影響されます。その為、洪水時に速やかな排水は難しくなることもままあります。しかし、人々はそういう地域の特性をうまく利活用し、歴史を紡いできました。

たとえば霞堤です。勾配のある部分に4カ所もうけてあります。これにより、ある一定の水位になるとその水は川から溢れ、受け堤に導かれ上流に向かって広がっていき、水位が下がるとまた川に吸収されていきます。それだけではなく、本川の堤防は川の水と、受け堤との間の水に挟まれ水圧の均衡をもって破堤を免れるようにしてあります。「水で水を制す」という考えの元に工夫を凝らしてあることがわかります。

勾配が緩くなったところには野越が5カ所あります。ここも霞堤と同じく水位が上がるとこの場所から川水がこぼれ出します。霞堤と違うところは、水位が下がっても水が川に戻ることは無いということです。平野にこぼれ出た水は、水自身が流れ下りたいところを選んで平野をながれくだります。先人はそこを見つけて排水河川とし、その水は広大な平野のかんがい用水として利用され、下流域に網の目のように張り巡らされた堀割に貯められました。

遊水地もユニークです。川のそばにある直接的な遊水地は言うに及びませんが、野を下る「流れ遊水地」や、有明海の満潮時に排水されないことで起こる「離れ遊水地」などその機能はさまざまです。

つまり、ここではそれぞれの地域で受け持つ水がきっちりとわけられているのです。

山に降った降水を受け持つ地域、川の状況を受け止める地域、有明海の影響を受ける地域。それぞれでリスクを分散し、平野全体の危機を軽減し、洪水との共存を図ってきました。

1952年ごろ、この川にダム計画が持ち上がりました。紆余曲折を経て1971年、国は予備調査に着手しました。が、1997年国は当面計画を進めない「足踏みダム」と位置づけました。当初ダムの目的は利水でした。しかし2001年東部水道事業団が城原川の利水不要の決議をして事業から撤退すると、当時の井本知事は不特定用水という考えでダム推進を表明しました。

2003年古川知事が就任し、ダムの是非を問うということで城原川流域委員会を設置しました。13回の審議を経ましたが、一年という枠を設定され、審議不十分のまま終了し、ダムは有効とおもわれるが、まだ様々な点で審議不十分との結論で終了しました。2004年のことです。その年すぐに流域自治体の首長会議が開催されました。ここでも意見の一致は見られず終了、その後すぐに古川知事は突然「流水型ダム」案を国に提示し、数カ月後、国も技術的には可能という返事をしました。13回もおこなわれた流域委員会で流水型ダムの審議はしていなかっただけに驚きでした。

このような状況の下、私たちは2004年12月、城原川を考える会の準備会をもち現在に至っています。

佐賀県知事も古川知事から山口知事へとかわり、2015年5月、第1回の検討の場が開かれ、2016年5月、4回の検討の場のなかで県も流域自治体も事業継続を了承、7月に国は流水型ダムとして事業継続を決定しました。ダム建設は国が敷いたレールの上を確実に進んでいるというのが実感でした。

検討の場で私たちはパブリックコメントをだしました。この地域が育んできた「流域治水」を発展的に活用し、ダムに拠らない治水をするという提案でしたが、ダム案以外の代替案のなかで選べるものは国が造った案の中のものだけでした。しかたなく画一的な遊水地案をえらびましたが、検討の場での判断基準は経済性ということでした。その基準ではダム案が格安でした。それでダムが妥当ということになりましたが、その計算の根拠は理解できませんでした。

もともと国が示している遊水地と私たちがえがいている遊水地は異質のものでした。国の描く遊水地は平地ダムのように閉鎖された巨大な建造物です。私たちが考える遊水地は今の景観を何も壊すことなく、豊かな田園を流れ下る水を受け流す大地と川と、受け止める掘割と海です。そこには国が試算したダム建設をうわまわるような建設費はかかりません。

現在私たちは週一回の勉強会をもち、月一回の定例会をひらいています。定例会には、流域のことをもっと知ることが必要との山口知事の考えから、県の関係者も数名参加されます。県の担当者はダムで想定内の治水を行い、私たちが提唱する「流域治水」は、想定外の洪水と折り合いをつけるなど、様々な活用できるのではないかと模索している

ようです。

私たちは溢れさせる治水を提言していますが、その溢れた水がどこに流れ、どう排水されるのか、どう利水として使われるのか、など現場を歩きながら実態調査もしています。

ダム建設事業は継続になりました。私たちも「流域治水」の実現にむけて今まで通りの活動を今後も続けていきます。

### 月曜勉強会へのお誘い

毎週月曜日には千代田町の福祉センターで10:00～12:00まで勉強会を開いています。参加者は7～8名です。皆さんも気軽にのぞいてみてください。特に女性の方大歓迎です。

**第106回定例会 11月 日16日(木) 14:00～16:00**

**神埼中央公民館**

代表 佐藤 悦子 〒842-0056 神埼市千代田町境原282-12  
電話 0952-44-2925

副代表 平田憲一 〒842-0122 神埼市神埼町城原1877-1  
電話 0952-52-2827

Mail : [teaho74@yahoo.co.jp](mailto:teaho74@yahoo.co.jp)

ブログ ふるさとの川城原川 livedoor.jp/ jyubarugawa

メールまたは、上記各連絡先へ、ご意見、疑問、質問、反論、どしどしおよせください。

文責 佐藤悦子